

令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー） 活動業務仕様書

1. 業務名

大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）活動業務

2. 業務目的

地域住民や事業者との交流を通じて、地域資源の発掘及び地域課題の把握を行い、それらを活用又は解決するための新規事業を自ら創出し、起業することを目的とする。また、活動期間を通じて地域社会の一員として定着し、将来にわたり持続可能な地域経済の活性化に資することを旨とする。

3. 特記事項

大館市との委託契約に基づくものであるため、地方公務員法及び大館市条例による服務規定は適用されないが、「大館市地域おこし協力隊設置要綱」に基づく業務委託型隊員として市民の理解のもと活動することを必要とする。

4. 委託期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日（年度ごとに更新、原則最長3年間）

5. 業務内容

(1) 大館市での起業に関する事業企画・立ち上げ・情報収集等。ただし、大館市及び地域住民と連携・協力して次に掲げる地域力の維持及び強化に直接資するもので、かつ公益性を有する活動。

ア 農林畜産業に関する活動

イ 環境・水源保全に関する活動

ウ 住民の生活支援に関する活動

エ 地域おこしの支援に関する活動

オ 情報発信・収集に関する活動

カ 新たな業種の企業誘致に関する活動

キ 地域資源を活用した観光振興に関する活動

ク 移住・交流の促進に関する活動

ケ 教育交流・教育視察に関する活動

コ その他地域力の維持及び強化に資するために必要な活動

(2) 委託業務計画等

年間の委託業務計画を任意の様式により電子データで作成し、契約締結日から1月以内に大館市へ提出するものとする（年度更新する場合は、新年度の開始日まで

に提出するものとする。)

月の業務予定表を任意の様式により電子データで作成し、前月末日までに大館市へ提出するものとする。ただし、契約締結日の属する月分は提出を要しない。

(3) 委託業務報告

月次報告

月毎に当該月の業務報告書を電子データで作成し、翌月10日までに大館市へ提出すること。

ディレクターへの報告・相談

毎週最低1回以上、「大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊(ディレクター)」に業務の進捗及び予定について報告・相談を行うこととし、その内容を前号「月次報告」の内容に記載すること。

実績報告書の作成

契約年度の3月31日までに、当該年度の実績報告書を作成し大館市へ提出するものとする。また、活動費相当分に係る領収書を添えて報告するものとする。

(4) その他の業務

大館市が求める研修への参加、出張等については適宜対応すること。

大館市外で業務をしようとするときは、大館市に協議し承諾を得てから業務にあたること。

6. 委託料の支払い

分割払いとし、次の通りとする。ただし、活動費相当分については当月払いとし、かつ実費精算とするため、年度末の精算時に支給額に満たない場合には5回目の支払い時に減額調整を行うこととする。

項目	金額(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	支払予定日
1回目	432,000円 (39,273円)	R8.12.10
2回目	439,500円 (39,954円)	R9.1.15
3回目	439,500円 (39,954円)	R9.2.19
4回目	439,500円 (39,954円)	R9.3.19
5回目	291,500円 (26,500円)	R9.4.15
合計	2,042,000円 (185,636円)	

1回目の内訳

【活動費相当分】活動費 38,500 円、住居費 60,000 円、礼金 60,000 円、敷金 60,000

円、仲介料 66,000 円、定住活動費 98,000 円、車借上料 49,500 円

2 回目～ 4 回目の内訳

【報償費相当分】基本費 291,500 円

【活動費相当分】活動費 38,500 円、住居費 60,000 円、車借上料 49,500 円

5 回目の内訳

【報償費相当分】基本費 291,500 円

7. 経費について

委託業務に要する経費は、次によるものとする。

項目	用 途
基本費	定額の業務委託料。用途指定はなし。
住居費	居住する住宅家賃相当の費用。火災保険料は対象とする。
活動費	委託業務を実施する上での費用 活動車両に要する経費 活動に要する消耗品、原材料費 活動に要する事務機器等の借上に要する経費 活動に要する施設、備品等の使用料、借上料 活動に要する通信運搬費等（郵券料、配送料等） 活動に要する実費旅費 活動に要する損害賠償保険料、イベント保険料 地域おこし協力隊に関する研修会等への参加費 先進地視察等実費旅費 定期健康診断（人間ドック他等）に要する経費 定住・地域活性化の活動経費 その他活動に要する経費と認められるもの
活動拠点費	活動するための拠点となる施設、事務所等の借上等経費

8．報告及び協議

本業務の遂行にあたっては、随時報告し、必要に応じて適宜協議するものとする。

9．著作権の帰属

報告書等、本業務で作成された成果物に関する著作権は、大館市に帰属するものとする。

10．個人情報の取扱い

本業務実施中に知り得た情報を大館市の許可なく第三者に漏らしてはならない。契約終了し、又は解除された後においても同様とする。

11．その他

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定するものとする。